

住宅耐震改修エキスパート人材育成事業運営業務委託仕様書

令和 7 年 6 月
山口県住宅課

1 業務名称

住宅耐震改修エキスパート人材育成事業運営業務

2 業務目的

住宅の耐震化を促進することを目的とし、耐震改修工事の実施の障壁となっている高額な工事費の低減に向け、従来の工法より比較的安価に施工することが可能な低コストな工法を取り扱える県内技術者（建築士・大工等）を増やすため、技術者に向けた低コストな工法の動画教材の制作を行う。

加えて、技術者だけでなく、一般県民も参加できる説明会や交流会等を開催し、低コストな工法を県内に広く普及させる。

3 業務委託期間

契約締結の日の翌日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

4 委託者の業務

※各業務の事業全体の中での位置づけは、「5 事業内容」を参照のこと。

(1) 動画教材制作業務

県内技術者（建築士・大工等）が低コストな耐震改修工法を取り扱う際に、留意しておかなければならない事項を取りまとめた動画教材を制作する。

項 目	内 容
制 作 数	技術者（建築士・大工等）に向けた低コストな耐震改修工法の動画教材 1 本
制作テーマ	技術者（建築士・大工等）が低コストな工法を設計・施工する際に留意しておきたい事項について
動画の内容	5 (2) の実地研修の研修内容を盛り込んだ動画
動 画 制 作 の 流 れ	①シナリオ等の作成 動画制作の骨子となるシナリオ(必要に応じて絵コンテ)等を作成 ②動画の撮影・編集・校正 ③完成版動画の納品 ②の修正及び変更等を行い、完成版動画を納品
サムネイル	動画ごとに視聴者の目を引き、かつ、動画内容が一見してわかるようなサムネイル画像を作成
納 品	県のウェブページや SNS 等で配信できるよう、MPEG4 や WMV など、複数のフォーマットに変換したデータとし、必要に応じてタブレット等での使用を想定して映像データを軽量化すること。

【制作における留意点】

- (ア) 動画教材の詳細内容（専門的な部分）については、委託者、実地研修のアドバイザー及び受託者と協議の上、決定するものとする。
- (イ) 撮影・制作前に、委託者とシナリオ等について事前協議を行うこと。また、シナリオ等の校正は、撮影・制作まで随時行うこととする。
- (ウ) 制作テーマに合わせ、実写やイラスト、アニメーション等を用いながら、視聴者の目を引き、関心を高める効果的な動画を制作すること。
- (エ) 制作した動画は、委託期間終了後も使用することから、制作後に動画内の人物やアニメーション等の映像使用にかかる費用が発生することがないようにすること。
- (オ) 動画の内容や起用する人物等については、受託者からの提案を踏まえ、委託者と調整の上、決定する。
- (カ) 動画教材においては、住宅所有者のプライバシーへの配慮や個人が特定されないようにすること。
- (キ) 不備について：本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、県の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、前号に記載する全成果品の差し替えを行うこと。
- (ク) ４(２)ウの実地研修の様子を撮影した動画等を活用した技術者向けの低コストな工法の動画教材について提案すること。

(2) 説明会等の運營業務

ア 説明会・交流会の運營業務

- (ア) 有識者への経費支払い及びアテンド

旅 費	愛知県～山口県の往復（１名）
宿泊費	１泊（１名）
報償費	１．５万円（愛知県１名） １．５万円（県内学識経験者１名） 計３万円

・当日のアテンド（県内駅又は空港、宿泊先、説明会・交流会会場間の送迎）

※有識者への説明会出席及び講演の打診は県において実施済

- (イ) 会場の借上げ、設営、撤収作業
- (ウ) 受付業務
- (エ) 司会進行業務
- (オ) 軽食の手配 ※茶・菓子程度を想定しているが、県と協議の上決定する。
- (カ) 参加者へのアンケート調査の実施 ※内容については県と協議の上決定する。
- (キ) 開催後の業務報告書の作成

イ 実地研修の運營業務

- (ア) 研修計画の作成

・県及びアドバイザーと調整の上、研修計画を作成する。

※実地研修の会場となる耐震改修工事の現場現場（県内３か所）は、県が決定する。

- (イ) 研修関係者（研修受講者、アドバイザー、県及び住宅所有者）の調整

- ・研修関係者と連絡調整を行い、研修実施日時を決定すること。
- ・雨天、災害等で開催できない場合、研修関係者と連絡・調整し、開催日時の再調整を行うこと。

※県内3か所で開催する研修の1か所における研修関係者は、アドバイザー3名、研修受講者2名（設計者及び施工者）、県職員1名及び住宅所有者である。

(ウ) アドバイザーへの経費の支払い及びアテンド

旅 費	愛知県～山口県の往復 21回（2名分） 東京都～山口県の往復 9回（1名分）
宿泊費	前泊30泊＋後泊30泊＝計60泊（3名分）
報償費	1回あたり4万円／人（7時間）×45回＝180万円（3名分） 県内学識経験者：4万円／日×6回＝24万円 計204万円

- ・当日のアテンド（県内駅又は空港、宿泊先、研修会場間の送迎）
- ・リモート参加の場合も、報償費は支払う。

(エ) 研修の記録及び撮影

- ・動画教材作成のための研修の記録（写真及び動画）を撮影すること。
- ・撮影は、県内3か所全ての研修会場で行う必要はなく、研修内容ごと1回以上行えばよい。

(オ) 業務報告書の作成

(カ) 以下業務は、リモート指導がある5(2)の表「実地研修内容（想定）」の研修内容②及び④の場合のみ実施するものとする。

- ・研修会場（工事現場）付近の会議室の借上げ及び通信設備の設置
- ・会場の設営、撤収作業

ウ 全体報告会の運営業務

(ア) 募集及び集客にかかる業務

- ・募集案内チラシのデザイン及び印刷
- ・県内各所での配布
- ・参加者取りまとめ

(イ) 全体報告会の資料作成（(2)イ(エ)の記録の活用も含む。）

(ウ) 成果報告会資料の作成補助（(2)イ(エ)の記録の活用も含む。）

- ・実地研修受講者が成果報告するための資料作成を支援する。

(エ) 講師への経費の支払い、当日のアテンド

旅 費	愛知県～山口県の往復（2名） 東京都～山口県の往復（1名）
宿泊費	1泊（3名）
報償費	1.5万円／日（3時間）×3名＝4.5万円 県内学識経験者：1.5万円 計6万円

- ・当日のアテンド（県内駅又は空港、宿泊先、会場間の送迎）

(オ) (2)ア説明会・交流会運営業務の(イ)(ウ)(エ)(カ)(キ)を行うこと。

5 事業内容

(1) 説明会・交流会

日 時		令和7年8月2日（土）午後（3時間程度）
場 所		小郡ふれあいセンター集会室（山口市小郡下郷1440番地1）
対象者		家主（耐震改修を検討している個人住宅所有者）、有識者、県内技術者（建築士・大工等）、県内学識経験者 80名程度 ※対象者は県で募集する。
説明会	目 的	低コストな工法を熟知した有識者が家主に工法の説明を行うことで、家主の工法に関する知識を深める。
	内 容	有識者が低コストな工法の説明会を開催する（1時間程度）。
交流会	目 的	家主に対して、説明会で低コストな工法の設計・工事に取り組む意向のある技術者を知る機会を提供する。
	内 容	低コストな工法による耐震改修の設計・工事をする意向のある県内技術者と家主が会話し、ざっくばらんに交流できる会を開催する（2時間程度）。

(2) 実地研修

時 期		令和7年8月頃～12月頃（予定）
研修会場		ア 下表①③⑤⑥の研修：個人住宅の耐震改修工事現場 イ 下表②④の研修：現場付近の会議室等 ※県西部、中部、東部の3か所で研修会場を設定することを想定
関 係 者		研修受講者（建築士・大工等）、アドバイザー、県及び家主（耐震改修工事を行う個人住宅所有者）、県内学識経験者
目 的		低コストな工法で木造住宅の耐震改修の設計・工事を行う意向のある県内技術者（建築士・大工等）が実際の個人住宅において、アドバイザーの研修（助言）を受けながら、設計・工事を行うことを通して、県内技術者の技術力習得を図る。
研修内容		「NPO法人達人塾ねっと（愛知県）」に所属する大学教授等3名をアドバイザーとし、1か所あたり6回の研修（下表参照）を実施 ※受講者は設計者（建築士等）＋施工者（大工等）の3組 ※年間、3か所×6回＝計18回実施

【実地研修内容（想定）】※1か所あたりにおける研修プログラムを示す。

研修内容	時間	アドバイザー1 （愛知県）	アドバイザー2 （愛知県）	アドバイザー3 （東京都）
①業務着手	7時間	現場（来県）	現場（来県）	現場（来県）
②設 計	7時間	リモート参加	リモート参加	現場（来県）
③着 工	7時間	×不参加	現場（来県）	×不参加
④現場監理	7時間	リモート参加	リモート参加	リモート参加
⑤現場監理	7時間	現場（来県）	現場（来県）	×不参加
⑥工事完了	7時間	現場（来県）	現場（来県）	現場（来県）

(3) 全体報告会

時 期	令和7年度下半期に1回開催（3時間程度）
場 所	講演が可能な県内施設（山口市内の集まりやすい場所）
対象者	一般県民、県内耐震改修事業者（建築士、大工等）、(2)の实地研修を受けた技術者、県内学識経験者、県・市町担当者 100名程度
目 的	一般県民に住宅耐震化の重要性についての意識醸成を図るとともに、(2)の实地研修の完了後、耐震改修の実例による報告会を実施することで、低コストな工法の更なる周知を図る。
内 容	(ア) (2)の実地研修受講者による成果報告 (イ) (2)の实地研修のアドバイザーによる事業の講評（3名） (ウ) (2)の实地研修受講者アドバイザー等によるパネルディスカッション

5 著作権等について

- (1) 本業務による版權及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属するものとし、受託者は、県の許可なく複製・公表・貸与・使用してはならないものとする。
- (2) 受託者（デザイン製作者その他製作に関与した者を含む。）は、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 使用するデータの権利関係等の諸手続き及びそれに係る費用については、受託者で対応するものとする。
- (4) 納入された成果品については、県がウェブページ等において二次使用できるものとする。
- (5) 受託者は、第三者の著作権等を侵害していないことを保証するとともに、第三者との間でトラブルが発生したときは、責任を持って処理するものとする。

6 その他

- (1) 本業務で取り扱う個人情報については、受託者はこの業務に従事する者に対して守秘義務を課すこと。また、この守秘義務は、業務終了後においても同様とする。
- (2) 本業務の業務委託契約の仕様（契約書に添付する仕様書をいう。）は企画提案の内容を踏まえ、県と受託者とで協議の上、別に制作する。
- (3) 本業務において、県が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うものとする。
- (4) 本業務履行のための人件費、旅費、通信費の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- (5) 本業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等を県の求めに応じて報告する。